

鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画作成委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 鳥取市介護保険事業計画の策定、鳥取市高齢者福祉計画の策定、鳥取市地域包括支援センターの適切な運営及び鳥取市地域密着型サービスの適切な運営にあたり、広く市民の意見を反映するため、鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画作成委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は次に掲げる事項を処理する。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に定める介護保険事業計画の作成に関すること。
- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に定める老人福祉計画の作成に関すること。
- (3) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第2号ロに定める鳥取市地域包括支援センターの運営に関すること。
- (4) 介護保険法第42条の2第5項、同法第78条の2第7項及び同法第78条の4第6項に定める地域密着型サービスの運営に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる団体の代表及び公募したものをもって組織する。

- 2 委員会に委員長1人、副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を総括し、代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員会に、必要に応じ部会を置くことができる。
- 6 前項の規定により部会を設置した場合の部会の部長は、委員長がその職に就く。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、議長となる。

- 2 委員会の会議には、必要に応じ委員以外の出席を求め説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第5条 委員会の事務を処理するため、事務局を福祉部長寿社会課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年9月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年2月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

【 議事 1-1 】

地域包括支援センターの運営状況等について

【本市の地域包括支援センターの概要】

(1) 地域包括支援センターの設置期日

- 平成18年4月1日 鳥取中央、鳥取南、鳥取西地域包括支援センター
平成21年4月1日 鳥取こやま地域包括支援センター
平成25年4月1日 鳥取東健康福祉センター
令和元年6月1日 鳥取南地域包括支援センター運営委託（鳥取市社会福祉協議会）

(2) 地域包括支援センターの設置数及び担当圏域

全市合計5ヶ所（令和元年6月1日現在）

- ① 鳥取中央地域包括支援センター
鳥取地域（北、中ノ郷、西、南中学校区）、福部地域
- ② 鳥取東健康福祉センター
鳥取地域（東、桜ヶ丘）、国府地域
- ③ 鳥取こやま地域包括支援センター
鳥取地域（湖東、湖南、江山、高草中学校区）
- ④ 鳥取南地域包括支援センター
河原地域、用瀬地域、佐治地域
- ⑤ 鳥取西地域包括支援センター
気高地域、鹿野地域、青谷地域

(3) 職員配置（1ヶ所当たりの原則配置数）

保健師等1名、社会福祉士1名、主任ケアマネジャー1名

(4) 担当業務

- ①総合相談・支援事業（さまざまな相談への対応等）
- ②権利擁護事業（高齢者の後見的支援、虐待防止の取組み等）
- ③包括的・継続的ケアマネジメント支援事業（ケアマネジャーに対する支援、地域のボランティアなど様々なネットワークの構築等）
- ④介護予防支援事業・介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）
（要支援者及び事業対象者の介護予防ケアプランの作成）
- ⑤介護予防普及啓発事業（出前講座や教室を開催し、高齢者の介護予防の知識の普及や取組み活性化に向けた支援）
- ⑥地域ケア会議推進事業（自立支援や介護予防・重症化防止に資するケアマネジメントの充実・強化に向けた取組み）
- ⑦その他高齢者や家族等の支援事業（認知症対策、家族介護者の交流や教室開催等）

(5) 運営主体

鳥取市

1 総合相談・支援事業

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしく生活していくためには、どのような支援等が必要か幅広く把握していきながら、地域の適切な機関、制度、サービス利用などにつなげる支援を行います。

(1) 窓口・電話相談

各地域包括支援センターでは、地域の高齢者やその家族などからのさまざまな相談を面接、電話等で受け付けています。

【地域包括支援センターの事業実績】

○相談件数の推移

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
相談件数(件)	5,039	5,660	7,147	10,169	10,992

(2) 訪問活動

相談者などの状況等に応じて地域包括支援センターの職員が地域、居宅、施設、病院などに積極的に訪問します。これは、相談者の来所が困難であるという場合以外にも、相談者の生活環境、日常生活の正確な把握、各関係機関などとの連携・調整などにより、相談者のニーズにより即した支援を行うために実施しているものです。また、これに併せて安否確認や状況確認、情報提供、各種福祉保健サービスの申請受付等も行っています。

【地域包括支援センターの事業実績】

○訪問件数の推移

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
訪問件数(件)	12,273	11,288	11,490	12,209	12,626

2 権利擁護事業

地域の住民、民生委員、介護支援専門委員などの支援だけでは十分に問題が解決できないケースや、必要とするサービス等につなげることが困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活できるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のための支援を行っています。

権利擁護相談

総合相談支援業務の中には、「やむを得ない事由」による老人福祉施設への措置、「高齢者虐待」、「高齢者自身の支援拒否などの困難事例」、「消費者被害」など「権利擁護」の視点に基づいてかかわることが必要な相談も増えています。地域包括支援センターでは、社会福祉士が業務に

必要な実践的な知識・スキルの習得に努めながら、これらの権利擁護相談に対応しています。

【地域包括支援センターの事業実績】

○権利擁護相談件数の推移

年 度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
相談件数(件)	560	249	359	452	414

(1) 成年後見制度の活用

本人や家族・親族、関係機関等からの相談や実態把握によって、認知症等により判断能力が低下し、契約行為等が困難と考えられる高齢者については、権利擁護の観点から成年後見制度（後見、補佐、補助の各類型）の利用が円滑に行われるよう積極的に支援しています。特に、親族の申立てが困難な方については、地域包括支援センターによる市長申し立てを行っていません。

【地域包括支援センターの事業実績】

○成年後見制度の市長申立て件数の推移

年 度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
申立て件数(件)	18	28	26	19	24

(2) 高齢者虐待対応事業

窓口相談等を通じて把握された高齢者への虐待について、訪問等による調査を行い、必要に応じて分離等を行うなど適切な支援につながるよう対応しています。

【地域包括支援センターの事業実績】

○高齢者虐待の相談件数の推移（重複あり）

年 度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
相談件数(件)	296	114	188	253	463

○高齢者虐待の相談・通報受理件数、虐待認定件数の推移

年 度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
受理件数(件)	29	34	40	40	49
認定件数(件)	22	18	23	23	25

3 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

(1) 地域の関係機関との連携

支援の必要な認知症の高齢者や、単身高齢者を早期に発見し、支援していくためには、地域の民生委員、介護保険事業者、医療機関等の福祉保健関係者らのネットワークの構築が不可欠です。主治医やケアマネジャー、リハビリ専門職などの多職種協働のほか、民生委員や地域の福祉関係者と連携し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援に取り組んでいます。特に民生委員との関係については、定例会などへの出席を通して、顔の見える関係を維持していくことで、情報の共有を図っています。

また、東部地区在宅医療介護連携推進協議会が主催する医療や介護に従事する多職種研修会に参加するなど医療・介護関係者との関係づくりに取り組んでいます。

(2) ケアマネジャー支援

居宅介護支援事業所のケアマネジャーを支援するため、困難事例等への対応支援や、スキルアップのための事例検討、研修会を開催しています。これらについては、結果的に圏域内の居宅介護支援事業所間のネットワーク構築や、介護支援専門員が圏域内の主任介護支援専門員から相談支援を得る機会の提供にも寄与するものとなるよう計画しています。

また、平成30年度からは各地域包括支援センターがケアマネジャーから受けた相談事例を経年的に整理分類し、分析していくことで、その後の地域課題の解決に資する資源として集積するよう取り組んでいます。

【地域包括支援センターの事業実績】

○ケアマネジャー支援状況の推移

年 度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
ケアマネジャーからの相談件数(件)	183	410	625	412	454
ケアマネジャーへの研修等件数(件)	19	28	27	26	32

4 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

(1) 要支援者等の介護予防ケアプラン作成

地域包括支援センターでは、指定介護予防支援事業者として、要支援者（「要支援1」・「要支援2」に認定された方）の介護予防ケアプランを作成しています。

また、平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）を開始し、要支援者及び事業対象者の介護予防ケアプランを作成しています。なお、居宅介護支援事業所に委託している介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに関しては、主任介護支援専門員が確認し、自立支援型や目標志向型のプランとなるよう助言を行っています。

【地域包括支援センターの事業実績】

○介護予防ケアプラン作成状況の推移

年 度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
作成件数（件）	20,590	21,031	21,852	22,293	22,349

(2) 居宅介護支援事業所への委託状況

要支援者の介護予防ケアプランは、原則として地域包括支援センター（指定介護予防支援事業者）が作成することとされていますが、業務の一部を居宅介護支援事業所のケアマネジャーに委託できることとなっています。

【地域包括支援センターの事業実績】

○地域包括支援センターから居宅介護支援事業所への介護予防ケアプラン委託状況の推移

年 度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
委託件数（件）	11,214	11,822	12,536	12,284 (介護予防ケアマネジメント 2,903件含む)	11,035 (介護予防ケアマネジメント 4,698件含む)

(※ (1) 介護予防ケアプラン作成件数の内数)

5 介護予防普及啓発事業

介護予防などの普及啓発活動

いつまでも健康で生活し続けるためには、一人ひとりが健康づくりや介護予防の重要性を理解し、自発的に継続して取り組むことが重要です。介護予防に関する知識の普及啓発をするため、講演会の開催や、運動、栄養、口腔等に係る介護予防教室等を開催しています。

また、平成29年度からは、長寿社会課内に配置された理学療法士とともに、運動機能の維持向上に重点をおいた普及啓発活動にも取り組んでいます。

【地域包括支援センターの事業実績】

○介護予防などの普及啓発事業の推移

(単位：回)

年 度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
包括支援センター	215	266	263	117	142
長寿社会課				12	5
中央保健センター	285	289	266	239	235
合 計	500	555	529	368	382

6 地域ケア会議推進事業

地域包括支援センターにおいては、これまで高齢者の支援困難ケースの今後のあり方について関係者が集まって検討し、課題解決に取り組む「支援困難ケース検討型の地域ケア会議」を開催してきましたが、平成29年度から従来の取組みに加え、医療や介護の専門職が要支援者に対する介護支援専門員等による自立支援に資するケアマネジメントの質を高める支援の充実・強化に取り組む「自立支援型『地域ケア会議』」の開催に取り組んでいます。

平成30年度においては鳥取東健康福祉センター、鳥取南地域包括支援センターが「自立支援型 地域ケア会議」を開催しました。本年度は他の地域包括支援センターにおいても、取り組みを開始しケアマネジメント力の向上と、高齢者の自立支援の充実強化を行っています。

【令和元年度開催計画】

○鳥取中央地域包括支援センター

（開催時期）令和元年5月から令和2年3月に開催（計10回）

○鳥取東健康福祉センター

（開催時期）令和元年6月から令和2年2月に開催（計7回）

○鳥取こやま地域包括支援センター

（開催時期）令和元年7月、10月、1月に開催（計3回）

○鳥取西地域包括支援センター

（開催時期）令和元年7月、10月、2月に開催（計3回）

○鳥取南地域包括支援センター

（開催時期）令和元年5月、令和元年8月、11月、2月に開催（計4回）

*各包括検討ケース1開催2ケース

【地域包括支援センターの事業実績】

○支援困難ケース検討型の地域ケア会議開催回数の推移

年 度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
開催回数(回)	25	12	12	19	28

○自立支援型「地域ケア会議」会議開催回数の推移

年 度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
開催回数(回)	—	—	—	4	14

7 その他高齢者や家族等の支援事業（認知症対策、家族介護者の交流や教室開催等）

（1）認知症カフェ

認知症地域支援推進員と地域包括支援センターが連携し、認知症の方やそのご家族の方、また認知症に関心のある方や民生委員、医療・福祉の専門職等が、気軽に集まってお茶を飲みな

がらおしゃべりしたり、相談したりできる居場所、そして皆の輪が繋がっていく場所として、認知症カフェを開催しています。

(2) 鳥取市認知症高齢者等ご近所見守り応援団

認知症になっても安心して暮らすことのできる地域づくりをめざして、認知症の家族を支えるための出前講座の開催や、認知症のために行方不明になる人の事前登録制度及び地域で認知症の人を見守る協力店の登録を推進しています。

(3) 認知症初期集中支援チーム

平成29年1月から認知症初期集中支援チームによる活動を開始しています。

認知症初期集中支援チームは、医療と介護の専門職が家族等の訴え等により、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援等の初期の支援を包括的・集中的（おおむね6カ月）に行い、自立生活のサポートを行っています。

地域包括支援センターは、日常の相談事例の中で、医療・介護の専門職が連携して対応することが効果的と考えられるケースについて、地区担当として、チームへの情報提供、チーム員会議への参加、支援対象者への訪問等の初期集中支援を行っています。

(4) 認知症サポーター養成講座

「認知症キャラバン・メイト」が地区町内会や企業、各種団体、小中学校等に出向いて、地域や職域で認知症の人や家族を温かく見守る「応援者」である認知症サポーターの養成講座を開催しています。

平成30年度鳥取市地域包括支援センター職員体制

平成31年3月31日

包括	職種	人数 (人)	常勤換算(人 役)	内訳	備考
中央	事務職	1	1.00	市職員	所長
	事務職	2	1.25	市職員1人、嘱託1人	市職員兼務
	事務補助	1	1.00	臨時	
	保健師	2	2.00	市職員2人、任期付1人	市職員2人兼務
	看護師	1	0.75	嘱託	
	主任介護支援専門員	3	3.00	出向	
	介護支援専門員	5	4.50	出向3人、嘱託2人	
	社会福祉士	5	4.25	市職員1人、出向1人、嘱託3人	
	介護福祉士	1	1.00	出向	
	合計	21	18.75		
東	保健師	1	0.50	市職員	所長兼務
	保健師	2	1.75	市職員1人、嘱託1人	
	看護師	1	1.00	出向	
	主任介護支援専門員	2	2.00	出向	
	介護支援専門員	2	1.75	出向、嘱託	
	社会福祉士	2	1.75	市職員1人、嘱託1人	
	合計	10	8.75		
こやま	事務職	1	1.00	市職員	所長
	保健師	1	1.00	市職員	
	主任介護支援専門員	4	3.75	出向3人、嘱託1人	
	介護支援専門員	2	1.75	出向、嘱託	
	社会福祉士	1	0.75	嘱託	
	合計	9	8.25		
南	事務職	1	1.00	市職員	所長
	保健師	1	1.00	市職員	
	主任介護支援専門員	1	1.00	出向	
	介護支援専門員	1	0.75	嘱託	
	社会福祉士	1	1.00	出向	
	合計	5	4.75		
西	事務職	1	1.00	市職員	所長
	保健師	1	1.00	市職員	
	主任介護支援専門員	1	1.00	出向	
	介護支援専門員	1	0.75	嘱託	
	社会福祉士	1	1.00	出向	
	合計	5	4.75		

職員数 50.00 人 … ①
 上記①のうち専門職員 ※1 41.00 人 … ②
 上記②の専門職員の常勤換算 ※2 37.50 人

(注意) ※1 専門職員 … 保健師、看護師、介護支援専門員、社会福祉士(所長職の保健師は含めない。)
 ※2 常勤換算の計算方法 … 市職員・出向：1人、市職員兼務：0.5人、嘱託：0.75人

令和元年度鳥取市地域包括支援センター職員体制

令和1年10月1日

包括	職種	人数 (人)	常勤換算(人 役)	内訳	備考
中央	事務職	1	1.00	市職員	所長
	事務職	2	1.25	市職員1人、嘱託1人	市職員兼務
	事務補助	1	1.00	臨時	
	保健師	4	3.00	市職員2人、出向1人、任期付1人	市職員兼務
	看護師	0	0.00		
	主任介護支援専門員	4	4.00	出向	
	介護支援専門員	5	4.50	出向3人、嘱託2人	
	社会福祉士	5	4.25	市職員1名、嘱託3人	
	合計	22	19.00		
	東	保健師	1	0.50	市職員
保健師		1	1.00	市職員	
看護師		1	1.00	出向	
主任介護支援専門員		2	2.00	出向2人	
介護支援専門員		2	1.75	出向1人、嘱託2人	
社会福祉士		2	1.75	市職員1人、嘱託1人	
合計		9	8.00		
こやま	事務職	1	1.00	市職員	所長
	保健師	1	1.00	市職員	
	主任介護支援専門員	4	4.75	出向4人、嘱託1人	
	介護支援専門員	3	3.50	出向1人、嘱託1人	
	社会福祉士	1	1.00	嘱託	
	合計	10	11.25		
南	事務職	1	1.00	鳥取市社協職員	所長
	保健師	1	1.00	鳥取市社協職員(出向)	
	看護師	1	1.00	鳥取市社協職員	
	主任介護支援専門員	1	1.00	鳥取市社協職員	
	介護支援専門員	1	1.00	鳥取市社協職員	
	社会福祉士	1	1.00	鳥取市社協職員	
	合計	6	6.00		
西	事務職	1	1.00	市職員	所長
	保健師	1	1.00	市職員	
	主任介護支援専門員	1	1.00	出向	
	介護支援専門員	1	0.75	嘱託	
	社会福祉士	1	1.00	出向	
	合計	5	4.75		

職員数 52.00 人 … ①
 上記①のうち専門職員 ※1 43.00 人 … ②
 上記②の専門職員の常勤換算 ※2 41.25 人

【 議事 1-2 】

地域包括支援センターの再編・拡充について

1 経緯

本市は、より地域に密着した地域包括支援センターを目指して、本年6月から鳥取南地域包括支援センターを鳥取市社会福祉協議会に委託して運営委託の検証を行っており、令和2年度に向けて地域包括支援センターの担当区域や運営形態の見直しによる再編・拡充を進めます。

再編・拡充（構想）

基幹型センター（市直営）1ヶ所

市の専門職を集中配置し全市域を担当する。

委託型の地域包括支援センターの後方支援や司令塔の役割を担う。

委託型センター（社会福祉法人等に委託）10ヶ所程度

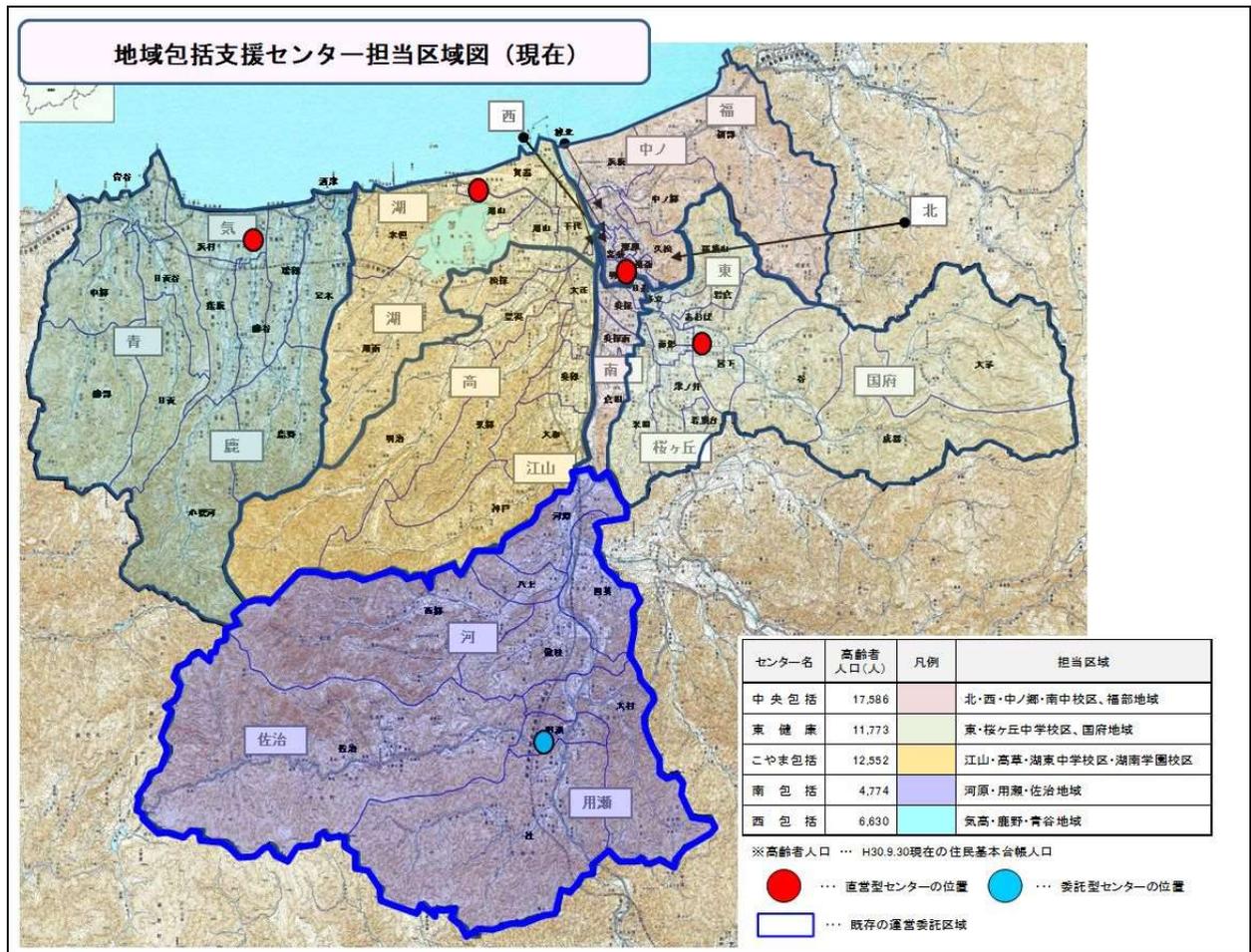
地域の実情と高齢者人口6千人を目安（国基準）に再編し、地域密着型の取組みの充実を図る。

社会福祉法人等に委託して（現在の5ヶ所⇒）10ヶ所程度まで増設する。

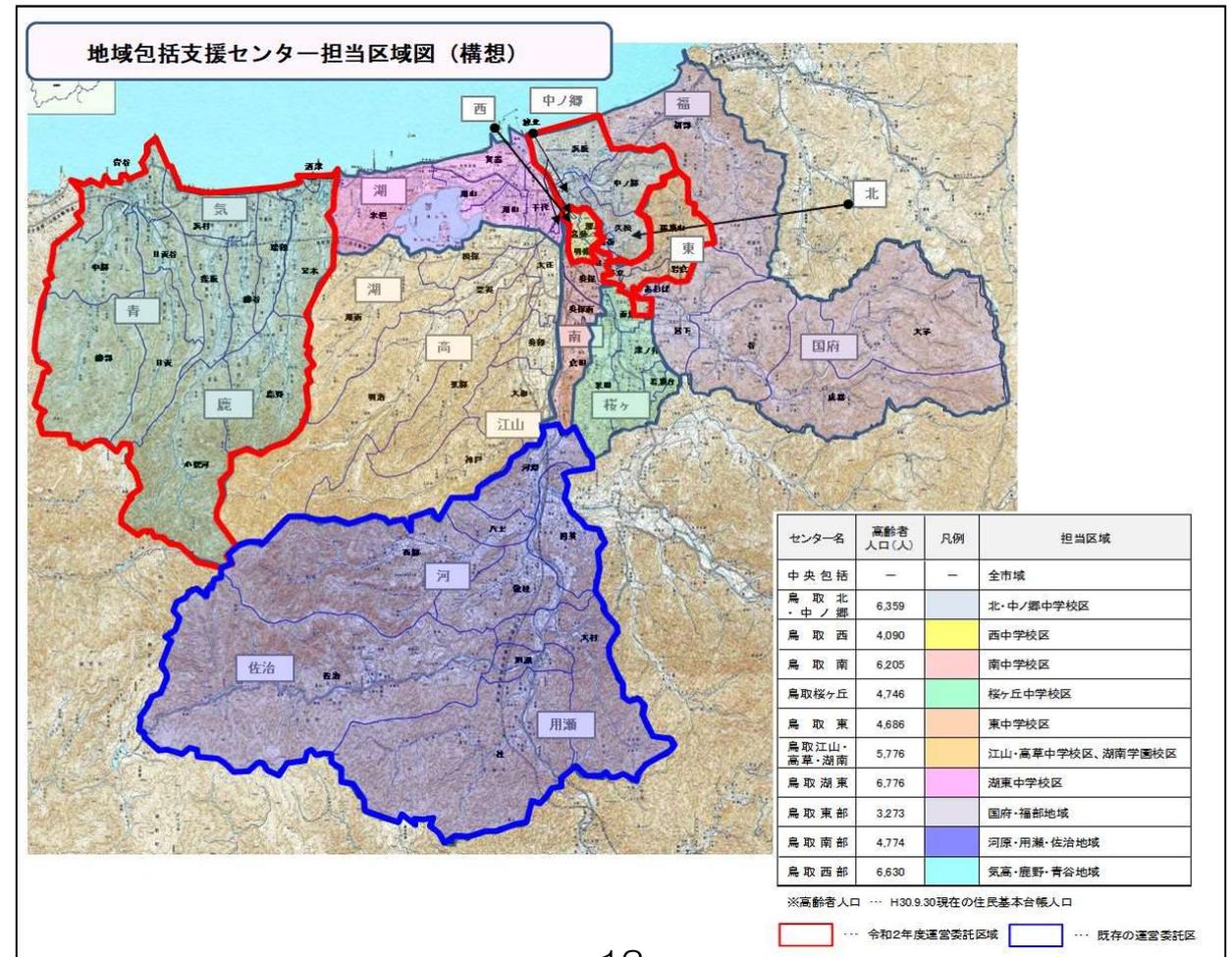
2 令和2年度の再編・拡充方針

- 鳥取中央地域包括支援センター及び鳥取東健康福祉センターの担当区域の一部を分割・再編し、
①「北・中ノ郷中学校区」、②「東中学校区」、③「西中学校区」、
に新たに委託型センターを設置し、また
④鳥取西地域包括支援センター（気高・鹿野・青谷地域）
も委託型センターとします。
- 運営事業者は公募を行い、外部の有識者等による選考委員会を設置して、公正・中立に選定します。
- 委託型センターには、相談支援等を行う包括的支援事業の担当職員（3名程度）とプランナー（必要数）に加え、対応可能な法人については、担当地区の認知症支援に取り組む「認知症地域支援推進員」1名の配置を推進します。

再編・拡充方針の概要 … 次頁以降「区域図」「区域の状況」のとおり



再編・拡充（構想）



地域包括支援センター担当区域の状況

【現行】（市直営方式）

No	地域包括支援センター名	場所	担当中学校区	人口	
				(H30.9.30現在)	うち高齢者数
1	鳥取中央	駅南庁舎	南	26,193	6,205
			西	12,946	4,090
			北	14,431	3,836
			中ノ郷	11,771	2,523
			福部	2,963	932
			小計	68,304	17,586
2	鳥取東	国府支所	東	14,934	4,686
			桜ヶ丘	19,366	4,746
			国府	8,415	2,341
			小計	42,715	11,773
3	鳥取こやま	学習・交流センター	江山	3,564	1,273
			高草	12,202	3,667
			湖東	29,124	6,776
			湖南	2,021	836
			小計	46,911	12,552
4	鳥取南	用瀬地区保健センター	河原	6,894	2,531
			用瀬	3,467	1,330
			佐治	1,907	913
			小計	12,268	4,774
5	鳥取西	気高地区保健センター	気高	8,642	2,891
			鹿野	3,642	1,309
			青谷	5,966	2,430
			小計	18,250	6,630
合計				188,448	53,315

【担当区域を分割・再編（構想）】

No	地域包括支援センター名（仮称）	担当中学校区	地区公民館区域	人口	
				(H30.9.30現在)	うち高齢者数
◎	鳥取中央	全域		—	—
1	鳥取北・中ノ郷	北	久松、遷喬、城北	14,431	3,836
		中ノ郷		11,771	2,523
		小計		26,202	6,359
2	鳥取西	西	醇風、富菜、明德	12,946	4,090
		小計		12,946	4,090
3	鳥取南	南	日進、美保、美保南、倉田	26,193	6,205
		小計		26,193	6,205
4	鳥取桜ヶ丘	桜ヶ丘	米里、面影、津ノ井、若葉台	19,366	4,746
		小計		19,366	4,746
5	鳥取東	東	修立、岩倉、稲葉山	14,934	4,686
		小計		14,934	4,686
6	鳥取東部	国府	大茅、成器、谷、宮下、あおぼ	8,415	2,341
		福部	福部	2,963	932
		小計		11,378	3,273
7	鳥取江山・高草・湖南	江山	美穂、大和、神戸	3,564	1,273
		高草	大正、東郷、松保、豊美、明治	12,202	3,667
		湖南	湖南	2,021	836
		小計		17,787	5,776
8	鳥取湖東	湖東	千代水、湖山、湖山西、賀露、未恒	29,124	6,776
		小計		29,124	6,776
9	鳥取南部	河原	河原、国英、八上、散岐、西郷	6,894	2,531
		用瀬	用瀬、大村、社	3,467	1,330
		佐治	佐治	1,907	913
		小計		12,268	4,774
10	鳥取西部	気高	浜村、逢坂、瑞穂、酒津、宝木	8,642	2,891
		鹿野	鹿野、勝谷、小鷗川	3,642	1,309
		青谷	日置、日置谷、勝部、中郷、青谷	5,966	2,430
		小計		18,250	6,630
合計				188,448	53,315

3 今後の予定

- 令和元年 9月 ・選考委員会開催（公募要項、審査基準を審議）
10月 ・公募実施（10月25日～12月24日）
令和2年 1月 ・選考委員会開催（審査、委託候補者決定）
・委託候補者は職員採用等の受託準備開始
令和2年 4月 ・委託事業者の出向職員受入（業務指導、引継ぎ開始）
10月以降 ・運営委託開始（令和2年度中）

4 選考委員

委員氏名	役職	関係団体等
松 浦 喜 房	鳥取市社会福祉審議会委員長	鳥取県東部医師会
垣 屋 稲 二 良	鳥取市社会福祉審議会老人福祉専門分科会長	鳥取県社会福祉士会
永 島 哲 夫	福祉部及び健康こども部指定管理者選考委員会委員	中小企業診断士
竹 川 俊 夫	鳥取市地域福祉計画作成委員、鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画作成委員	国立大学法人鳥取大学地域学部
中 島 陽 一	鳥取市福祉部長	

【 議事 2-1 】

介護サービスの基盤整備の進捗状況について

【 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム） 】

1. 計画における整備数と公募選定の状況

日常生活圏域	中学校区	整備数	選定事業者	選定年月日
B圏域	東・南・桜ヶ丘・国府中学校区	1ユニット (定員9人)	以下2のとおり	平成30年11月21日
C圏域	江山中学校区	1ユニット (定員9人)	未選定	—
D圏域	湖南学園中学校区	1ユニット (定員9人)	未選定	—
F圏域	気高・鹿野・青谷中学校区	1ユニット (定員9人)	以下2のとおり	令和元年7月2日

2. 選定事業者

日常生活圏域	開設法人		事業所			
	法人名	法人所在地	事業所名	住所	中学校区	開設年月日
B圏域	有限会社SKプラン	鳥取市生山123番地9	ぐるーぷほーむ和温	鳥取市正蓮寺38番地3	桜ヶ丘中学校区	令和2年3月1日開設予定
F圏域	株式会社わかば	鳥取市千代水一丁目118番地	グループホームわかばの家勝谷	鳥取市鹿野町寺内137番地	鹿野中学校区	令和2年4月1日開設予定

※C、D圏域は公募を実施したが応募がなかったもの。

【 地域密着型特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム） 】

1. 計画における整備数

日常生活圏域	中学校区	整備数	選定事業者	選定年月日
A圏域	北・西・福部未来学園中学校区	1施設 (定員29人以下)	未選定	—
E圏域	河原・用瀬・佐治中学校区	1施設 (定員29人以下)	未選定	—
F圏域	気高・鹿野・青谷中学校区	1施設 (定員29人以下)	未選定	—

2. 選定事業者

公募を実施したが応募がなかったもの。

【 議事 2-2 】

市内の介護保険サービス事業者の指定状況について

(令和元年9月30日時点)

区分	サービス種別	H30年度末 (A)	R元年度増減				R元年9月末 (B) =A+a-b-c-d	増減 (B) - (A)
			新規指定 (a)	廃止 (b)	指定辞退 (c)	失効 (d)		
居宅サービス	訪問介護	40	1	1			40	0
	訪問入浴介護	4					4	0
	訪問看護	59		1			58	△1
	訪問リハビリテーション	26	2	1			27	1
	居宅療養管理指導	222					222	0
	通所介護	63	3				66	3
	通所リハビリテーション	18					18	0
	短期入所生活介護	15					15	0
	短期入所療養介護	15					15	0
	特定施設入居者生活介護	5					5	0
	福祉用具貸与	18					18	0
	特定福祉用具販売	18					18	0
	小計		503	6	3	0	0	506
介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護	4					4	0
	介護予防訪問看護	58		1			57	△1
	介護予防訪問リハビリテーション	26	2	1			27	1
	介護予防居宅療養管理指導	220					220	0
	介護予防通所リハビリテーション	17	1				18	1
	介護予防短期入所生活介護	14					14	0
	介護予防短期入所療養介護	15					15	0
	介護予防特定施設入居者生活介護	4					4	0
	介護予防福祉用具貸与	18					18	0
	特定介護予防福祉用具販売	18					18	0
	小計		394	3	2	0	0	395
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2					2	0
	認知症対応型通所介護	10					10	0
	小規模多機能型居宅介護	31					31	0
	認知症対応型共同生活介護	21	1				22	1
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1					1	0
	地域密着型通所介護	42		1			41	△1
	地域密着型特定施設入居者生活介護	3					3	0
小計		110	1	1	0	0	110	0
地域密着型サービス	介護予防認知症対応型通所介護	9					9	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	26					26	0
	介護予防認知症対応型共同生活介護	18	1				19	1
小計		53	1	0	0	0	54	1
第1号事業	訪問介護相当サービス	36	1				37	1
	通所介護相当サービス	95	3	1			97	2
	介護予防ケアマネジメント	5	1	1			5	0
小計		136	5	2	0	0	139	3
施設サービス	介護老人福祉施設	16					16	0
	介護老人保健施設	12					12	0
	介護療養型医療施設	1					1	0
	介護医療院	1	3				4	3
小計		30	3	0	0	0	33	3
居宅等支援	居宅介護支援	70		1			69	△1
	介護予防支援	5	1	1			5	0
小計		75	1	2	0	0	74	△1
計		1,301	20	10	0	0	1,311	10

【 議事 3 】

指定介護予防支援業務の一部を委託する 指定居宅介護支援事業所について

1 趣旨

指定介護予防支援業務（介護予防ケアプラン作成等）は、地域包括支援センターが「介護予防支援事業所」として指定を受けて実施しているが、その一部を指定居宅介護支援事業所へ委託できる。（介護保険法115条の23第3項）

地域包括支援センターは、委託先の事業所名称、所在地、委託内容、期間を市（指定権者）に届け出なければならない。（介護保険法施行規則第140条の35第1項及び第2項）

また、指定介護予防支援業務の一部委託については、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会^{※1}の議を経る必要があるため（鳥取市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第15条第1項第1号）、令和元年9月30日現在の直近の委託届出の結果について報告するものです。

（注）※1… 本市においては、鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画作成委員会が、地域包括支援センター運営協議会の事務を所掌しています。

2 令和元年度（6月1日～9月30日）の委託届出の結果について

令和元年7月18日開催の本委員会への報告後、地域包括支援センターが市（指定権者）に提出した「指定介護予防支援委託届出書」は1件（次頁一覧のNo62）でした。届出書に記載された事業所は、すべて指定居宅介護支援事業所であり、委託先として適正な事業所となっています。

また、現在62事業所に対し、本市の5つの地域包括支援センターは令和元年8月サービス分（9月審査分）において、882件の介護予防ケアプラン作成等を委託しています。

⇒ 「委託の内訳（地域包括支援センター別）」は、次頁をご覧ください。

指定介護予防支援委託事業所一覧

【委託する内容】

- 1 利用申込の受付
- 2 地域包括支援センター設置者と利用者との契約の締結
- 3 アセスメントの実施
- 4 介護予防サービス・支援計画原案の作成
- 5 サービス担当会議の開催

- 6 介護予防サービス・支援計画原案の説明、同意
- 7 介護予防サービス・支援計画書の交付
- 8 利用者、サービス提供事業者との連絡・調整
- 9 モニタリング
- 10 評価
- 11 給付管理業務

※凡例

グレー

令和元年7月18日開催の本委員会で報告済みのもの。



No	事業所番号	受託事業所の名称	法人名	所在地	委託する内容											委託期間	介護予防ケアプラン作成等委託件数						
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		中央	東	こやま	南	西		
1	3170101525	やすらぎ居宅介護支援センター	社会福祉法人 あすなろ会	鳥取市的場一丁目11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	19	11	3	5		
2	3170100097	鳥取西居宅介護支援センター	社会福祉法人 あすなろ会	鳥取市西品治280-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	35	34	1				
3	3170100022	高阜あすなろ居宅介護支援センター	社会福祉法人 あすなろ会	鳥取市大柄330	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	28	5	1	22			
4	3170100584	白兎あすなろ居宅介護支援センター	社会福祉法人 あすなろ会	鳥取市白兎8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	28	1		26		1	
5	3171200060	河原あすなろ居宅介護支援センター	社会福祉法人 あすなろ会	鳥取市河原町今在家842	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	24	5		4	15		
6	3171300027	気高あすなろ居宅介護支援センター	社会福祉法人 あすなろ会	鳥取市気高町八幡268	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	16			1		15	
7	3170100014	鳥取市東居宅介護支援センター	社会福祉法人 鳥取福祉会	鳥取市滝山374-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	20	1	19				
8	3170100337	鳥取市桜ヶ丘居宅介護支援センター	社会福祉法人 鳥取福祉会	鳥取市津ノ井256-2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	21	2	18	1			
9	3170100352	鳥取市南居宅介護支援センター	社会福祉法人 鳥取福祉会	鳥取市的場二丁目1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	28	20	8				
10	3170100592	ケアプランセンターいなば幸福苑	社会福祉法人 こうほうえん	鳥取市秋里1181 鳥取北デイサービスセンター内	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	14	12		2			
11	3170101038	国府町居宅介護支援事業所	社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会	鳥取市国府町糸谷15-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	25	1	24				
12	3170101053	福部町居宅介護支援事業所	社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会	鳥取市福部町海土1013-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	11	11					
13	3170101079	河原町居宅介護支援事業所	社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会	鳥取市河原町渡一木277-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	13				13		
14	3170101095	用瀬町居宅介護支援事業所	社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会	鳥取市用瀬町別府96-2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	4					4	
15	3170101111	佐治町居宅介護支援事業所	社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会	鳥取市佐治町加瀬木2171-2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	20				20		
16	3170101137	気高町居宅介護支援事業所	社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会	鳥取市気高町浜村8-8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	22					22	

No	事業所番号	受託事業所の名称	法人名	所在地	委託する内容											委託期間	介護予防ケアプラン作成等委託件数						
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		中央	東	こやま	南	西		
17	3170101152	鹿野町居宅介護支援事業所	社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会	鳥取市鹿野町今市651-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	21					21
18	3170101178	青谷町居宅介護支援事業所	社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会	鳥取市青谷町露谷53-5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	20					20	
19	3170101277	居宅介護支援事業所 風紋館	医療法人 アスピオス	鳥取市立川町五丁目312-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	19	4	14	1			
20	3170100741	居宅介護支援事業所まさたみの郷	医療法人 アスピオス	鳥取市杉崎596	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	17	5	12				
21	3170100212	居宅介護支援事業所みやこ苑	医療法人 アスピオス	鳥取市三津1072-307	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	10			10			
22	3151180209	居宅介護支援事業所ふたば	医療法人社団内科小児科山脇医院	鳥取市国府町稲葉丘3-303	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	11	4	7				
23	3170101202	居宅介護支援事業所ひまわり鳥取	社会福祉法人 親誠会	鳥取市桂木784	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	22	3	18		1		
24	3170100568	橋本外科医院居宅介護支援事業所	医療法人橋本外科内科	鳥取市大代204-3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	22	5	16	1			
25	3140141791	もみじ薬局介護支援事業所	(有) 清水	鳥取市国府町宮下1165-3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	2		2				
26	3170100188	株式会社 サポートライフ	株式会社 サポートライフ	鳥取市東今在家321-26	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	7	2	5				
27	3170101475	ケアプランセンターもみじ庵	(有)ポエム	鳥取市美萩野一丁目70番地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	41	2		39			
28	3170101848	ハビネ居宅介護支援センター雲山	(株)ハビネライフケア鳥取	鳥取市興南町124	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	27	21	5	1			
29	3170101608	わかばの家ケアプランセンター	(株)わかば	鳥取市千代水一丁目118番地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	8	2		3	3		
30	3151380205	居宅介護支援センター ル・サンテリオン鹿野	社会医療法人 仁厚会	鳥取市鹿野町今市80	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	35					35	
31	3170100139	鳥取高齢者介護支援センターはまゆう	医療法人 賛幸会	鳥取市服部204-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	18	4	1	13			
32	3170101723	居宅介護支援事業所きゆうだい	久大建材(株)	鳥取市古海693-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	21	6		15			
33	3170100121	ニチイケアセンター鳥取駅南	(株)ニチイ学館	鳥取市町場二丁目80-1 タウンアローズ86 102 号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	7	5	2				
34	3170102101	ニチイケアセンターふせ	(株)ニチイ学館	鳥取市布勢422-3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	4	3		1			
35	3170102002	ふしの白寿苑	社会福祉法人鳥取県厚生事業団	鳥取市伏野1771番地36	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	11	2		9			
36	3170103539	居宅介護支援事業所さくら	(株)さくら	鳥取市西品治635-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	66	66					
37	3170102119	居宅介護支援事業所 きなんせ	(株)ぼーじゅ	鳥取市美萩野一丁目126	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	12	3		9			

No	事業所番号	受託事業所の名称	法人名	所在地	委託する内容											委託期間	介護予防ケアプラン作成等委託件数						
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		中央	東	こやま	南	西		
59	3472501380	介護支援センターつむぎ	特定非営利活動法人 地域活動支援協会 人間大好き	広島県東広島市八本松町飯田525-3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	0					
60	3170103810	イナバ総合福祉会	一般社団法人 いなば総合福祉会	鳥取市湯所町256	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	20	14	1	5		
61	3170103877	居宅介護支援事業所とくよし	(有) 徳吉薬局	鳥取市千代水一丁目31番地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.1~R2.3.31	19	7		12		
62	3170103430	居宅介護支援事業所葵	一般社団法人 ノーマライゼーションとっとり	鳥取市大覚寺77番56	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R1.9.1~R2.3.31	0					
計																	882	307	175	216	58	126	

備考：①受託事業所は、令和元年9月30日現在で契約している事業所で記載しています。

②ケアプラン委託件数は、8月サービス分（9月審査請求分）の給付管理表の作成件数で記載しています。

【 議事 4 】

「第7期計画における取組」と「第8期計画に向けた課題」（たたき台）

0101 健康づくりの推進

【第7期計画における取組】

○ 生活習慣病の発症と重症化の予防

健康的な食習慣の普及、運動習慣の定着、こころの健康づくり、禁煙の推進と適正飲酒、歯と口の健康維持、がんの早期発見・早期治療、特定健診の受診と保健指導の充実、予防接種の推進 など

○ 地域での健康づくりの推進

「しゃんしゃん体操」や認知症予防の「しゃんしゃんコグニサイズ」の普及、健診受診の啓発、ウォーキングなど健康づくり活動の普及、健康的な食習慣の推進、「ふれあいデイサービス」 など

＜第8期計画に向けた課題＞

■ 地区診断等を踏まえたエビデンスに基づく健康づくり・介護予防の取組みが必要

0102 介護予防の推進

○ 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

鳥取市訪問介護相当サービスと鳥取市通所介護相当サービスの必要なサービス提供量の確保、介護予防ケアマネジメントの実施、多様な介護予防・生活支援サービスの提供体制の構築 など

○ 介護予防普及啓発の推進

健康づくりなどに関する情報提供、介護予防運動教室「おたっしゃ教室」の推進、地域で運動教室に参加できる環境の充実 など

○ 地域の通いの場の充実

「ふれあい・いきいきサロン」の開催支援、サロンの開設支援や魅力あるサロンづくりの支援 など

○ 地域リハビリテーションの推進

リハビリ専門職による介護支援専門員等の技能向上への支援、集いの場の介護予防効果の向上と魅力向上に向けた支援 など

＜第8期計画に向けた課題＞

■ 地区診断を踏まえたエビデンスに基づく健康づくり・介護予防の取組みが必要（再掲）

■ サロンの実態を把握したうえで、活動を活性化する取組みが必要

0103 地域での活躍・貢献機会の充実

○ 社会参加や生きがい活動への支援

ボランティア活動の推進、老人クラブの育成

＜第8期計画に向けた課題＞

支援、地域での趣味や教養活動の推進、生涯学習の推進、高齢者バス優待助成、公共交通機関利用助成、高齢者介護予防支援バス・ボランティアバスの運行、敬老祝賀事業や金婚・ダイヤモンド婚祝賀事業を実施し、高齢者の社会参加や生きがい活動を支援 など

○ 高齢者施設の運営

老人福祉センターの運営又は支援、老人憩の家の管理、高齢者創作交流館の運営、佐治町屋内多目的広場の運営を行い、健康増進や教養の向上、レクリエーションの場等を提供 など

○ 高齢者の就労支援

(公財)シルバー人材センターの運営支援を行い、元気に就労する高齢者の増加への取り組み など

0201 在宅医療・介護連携の推進

○ 関係機関との連携の推進と課題の検討支援

<第8期計画に向けた課題>

医療・介護・福祉・行政機関が参画する「東部地区在宅医療介護連携推進協議会」、鳥取県東部医師会と東部地域1市4町で協働設置した「東部医師会在宅医療介護連携推進室」を中心に、在宅医療・介護連携を推進 など

○ 医療・介護関係者への支援

医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談窓口の運営、医療・介護関係者が参加する多職種研修会の企画・開催 など

○ 住民啓発の推進

ACP（アドバンス・ケア・プランニング）についての市民への情報提供、寸劇を活用した住民啓発学習会を開催 など

○ 在宅医療・介護の提供体制の構築推進

課題の抽出・対応策の検討、多職種研修による人材育成、情報共有のあり方、共通した情報ツール、情報の伝達方法など、各機関・各職種間の情報連携体制の構築の取組み など

0202 包括的な支援体制の構築

○ 包括的支援事業の推進

<第8期計画に向けた課題>

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等がそれぞれの専門性を活かして、連携しながら一つのチームとして総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援の取組み など

■住民との協働による課題発見機能の強化が必要

■縦割りを排除した相談窓口と包括的な支援体制づくりが必要

○ 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターの職員体制の充実・強化、地域包括支援センターの質の向上、地域共生社会の実現に向けた地域包括支援センター機能の検討、地域福祉相談センターとの連携強化への取組み など

○ 地域ケア会議の推進

地域の医療や介護、福祉等の専門職で構成する『自立支援型「地域ケア会議」』を開催し、介護支援専門員のケアマネジメント力の向上と、高齢者の自立支援の充実への取組み など

■ 地域ケア会議の検討ケース数が少ないため、地域で共通する課題のあぶり出しが十分にできていない

■ 地域ケア会議で把握された福祉課題を地域または市全域で検討できていない

○ 災害時の支援体制づくり

避難行動要支援者支援制度の普及、地域での要配慮者の把握と避難支援の体制づくり、福祉避難所の確保への取組み など

0203 介護サービスの充実

○ 居宅サービスの充実

参入予定事業者に対して、本市の施策や日常生活圏域ごとの既存事業所の分布、高齢者人口等の経営判断に資する情報を提供し、開設を支援。また、既存の事業所に対しては、本市のメーリングリストを活用し、本市として独自に法令順守やサービス向上に関する各種情報提供を行い、適切なサービスが提供される体制の確保の推進 など

<第8期計画に向けた課題>

○ 地域密着型サービスの充実

参入予定事業者に対して、制度に関する情報や本市の施策、日常生活圏域ごとの既存事業所の分布、高齢者人口等の経営判断に資する情報を提供し、開設の支援 など

○ 施設・居住系サービスの充実

様々なサービスを利用しても在宅生活が困難な高齢者の施設・居住系サービスのニーズに対応するため、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）、地域密着型特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム等）の小規模施設の整備の推進 など

○ 介護サービス見込み量の確保

市域全体で過不足なくバランスのとれた介護サービスの提供が行われるよう、参入を計画している事業者に対しては、本市の施策や日常生活圏域ごとの既存事業所の分布、高齢者人口

等の経営判断に資する情報を提供。また、既存の事業所に対して、本市のメーリングリストを活用し、本市として独自に法令順守やサービス向上に関する各種情報提供を提供 など

0204 介護保険事業の適正な運営

- **介護給付費等に要する費用の適正化の推進** <第8期計画に向けた課題>
「要介護認定の適正化」「ケアプラン点検」「住宅改修等の点検」「医療情報との突合・縦覧点検」「介護給付費通知」の主要5事業を柱とした介護給付の適正化を推進 など
- **介護保険サービス事業者に対する指導監督**
介護サービス事業者に対して集団指導や実地指導等を通じて、法令等の周知や運営に関する指導を実施 など
- **介護サービスの質の確保及び向上**
介護サービス情報の公表と第三者評価の活用、運営推進会議の適切な運営の確保、介護相談員の派遣を推進 など

0205 認知症施策の推進

- **認知症への理解を深め、地域で見守り・支え合う体制づくり** <第8期計画に向けた課題>
認知症サポーター養成講座の開催、認知症高齢者等安心見守り登録事業の普及、認知症高齢者等位置検索システムの利用支援、認知症高齢者等ご近所見守り応援団協力店登録事業の普及への取組み など
- **居場所づくりや介護者支援の充実**
認知症地域支援推進員の設置、認知症カフェの支援、認知症高齢者等やすらぎ支援員派遣事業の実施 など
- **早期診断・早期対応に向けた体制の充実**
認知症初期集中支援チームの活動、認知症ケアパスの普及、認知症予防教室の開催 など
- **若年性認知症の支援**
若年性認知症の人やその家族の生活や就労支援体制の構築を検討し、必要な施策に取り組みます。また、市民に若年性認知症に対する理解を深めていただくよう情報提供 など

0206 生活支援サービスの充実

- **生活支援体制の充実** <第8期計画に向けた課題>
地域支え合い推進員(生活支援コーディネーター)の配置、鳥取市生活支援・介護予防サービスが必要 ■第2層協議体の設置と協議体活動の推進

ス検討会（第1層協議体）の開催、各地域の話し合いの場（第2層協議体）の設置 など

○ 在宅生活を支援する福祉サービスの推進

ファミリー・サポート・センター（生活援助型）サービス、配食サービスなど在宅での安心生活を支援するサービスの提供や、家族介護用品購入費助成、家族介護教室の開催など家族介護者を支援するサービスを提供 など

■地域を単位とする福祉ネットワークの構築が必要

■学校や地域における福祉に関する学習機会の充実が必要

■住民や専門職等の福祉関係者が一緒にまちづくりの議論をするためには地域の色々なデータが一目で分かる地域診断シートが必要

0207 権利擁護施策の推進

○ 成年後見制度の利用促進

とっとり東部権利擁護支援センターへの運営支援、成年後見人制度利用支援事業（申立費用、後見人等報酬助成）、市長による法定後見の開始の審判の申立て など

○ 成年後見制度の利用の促進に関する基本計画の策定

本市計画の策定、権利擁護の地域連携ネットワークの構築、地域連携ネットワークの中核機関設置 など

○ 高齢者虐待の防止及び早期発見

地域包括支援センターを中心とした高齢者虐待対応、短期宿泊による虐待者との分離・保護、やむを得ない措置による虐待者との分離・保護、「高齢者虐待防止ネットワーク協議会」の開催 など

＜第8期計画に向けた課題＞

0301 状況に応じた施設・住まいの確保

○ 施設・居住系の介護サービスの充実（再掲）

様々なサービスを利用しても在宅生活が困難な高齢者の施設・居住系サービスのニーズに対応するため、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）、地域密着型特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム等）の小規模施設の整備を推進 など

＜第8期計画に向けた課題＞

○ 多様な高齢者向け住宅の確保

養護老人ホーム、生活支援ハウス、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、高齢者向け公営住宅（シルバーハウジング）について、適切な運営、既存施設の有効利用等 など

○ 安全・安心な居住環境の確保

住宅改修・介護予防住宅改修、高齢者居住環境整備助成、住宅改修指導、住宅改修申請等支

0302 高齢者の住まいに関する相談体制の充実

○ 住宅確保要配慮者への支援

鳥取県居住支援協議会に参画し、鳥取県あんしん賃貸支援事業（あんしん賃貸住宅の登録、入居相談、住宅情報の提供等）の推進を図ること
とで、高齢者の住まいの確保 など

<第8期計画に向けた課題>

○ 地域包括支援センターや中央人権福祉センターによる相談支援の推進

地域包括支援センターは、高齢者の住まいに関する様々な相談対応や情報提供に努め、高齢者がそれぞれの置かれた状況に応じ適切に住宅を改修したり、施設・居住系サービスなど新たな「住まい」を選択できるよう支援。

中央人権福祉センター（パーソナルサポートセンター）は、保証人や緊急連絡先が確保できず、賃貸住宅へ入居ができない人などからの相談に対し、住まいの確保に向けた伴走型の支援。さらに、相談者が入居した後も支援を継続することにより、賃貸住宅所有者の「賃貸リスク意識の払拭」 など